

青 警 本 保 第 221 号
平 成 28 年 5 月 26 日

各 警 察 署 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の施行に伴う保安課関係法令の運用について

平成28年4月14日に発生した平成28年熊本地震については、同年5月2日付けで、平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成28年政令第213号。以下「令」という。）が公布・施行されたことにより、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害（以下単に「特定非常災害」という。）として指定され、被害者の権利利益の保全等を図るための措置を講じることとされた。

これに伴い、法に基づき、同日、平成28年国家公安委員会告示第15号（以下単に「告示」という。）により、行政上の権利利益のうち警察に係るものについて、その満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）が講じられることとされたところ、これを踏まえた保安課関係法律及びその下位法令の運用については下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、法、令及び告示については別添1から別添3までを参照すること。

記

第1 行政上の権利利益に係る満了日延長措置（法第3条関係）

1 特定権利利益の定義

法第3条に基づく満了日延長措置の対象となる「特定権利利益」とは、

- 特定非常災害発生日以前に行われた法令に基づく行政庁の処分により付与された権利その他の利益であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの（法第3条第1項第1号）
- 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関に求めることができる権利であって、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの（法第3条第1項第2号）

をいう。

2 法第3条第1項に基づく満了日延長措置

法第3条第1項は、告示により対象とされた特定権利利益について、相手方からの個別の申出によることなく、告示により示された地域を単位として、一括で満了日延

長措置を講じるものである。

(1) 具体的な措置の内容

次の表の左欄に掲げる者（告示により示された区域にその住所（警備業法（昭和47年法律第117号）第5条第4項の規定による特定権利利益については、その主たる営業所の所在地）を有する者又は法人に限る。）については、それぞれ右欄に定める特定権利利益の満了日が平成28年9月30日まで延長される。

対象者（根拠条項）	特定権利利益
講習修了証明書の交付を受けている者 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）第5条の2第1項第1号	講習修了証明書を有効に行使できる期間
現に許可済猟銃を所持している者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第1号	技能講習終了証明書を有効に行使できる期間
震災、風水害、火災その他の災害により許可済猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者（当該許可済猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第2号	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得ない事情により、銃刀法第7条の3第2項の規定による許可の更新を受けることができなかつた者（当該許可を受けて所持していた猟銃に係る技能講習修了証明書の交付を受けている者に限る。） 銃刀法第5条の2第3項第3号	許可を受けることができる期間及び技能講習修了証明書を有効に行使できる期間
合格証明書の交付を受けている者 銃刀法第5条の2第3項第4号	合格証明書を有効に行使できる期間
教習修了証明書の交付を受けている者 銃刀法第5条の2第3項第5号	教習修了証明書を有効に行使できる期間
銃刀法第4条第1項第1号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（同法第7条の3第2項の規定により更新された許可を除く。）を受けた者 銃刀法第7条の2第1項	猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間
銃刀法第7条の3第2項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者 銃刀法第7条の2第2項	更新された猟銃又は空気銃の所持の許可の有効期間

銃刀法第4条又は第6条の規定による許可を受けた者 ----- 銃刀法第8条第1項第1号	許可後、銃砲又は刀剣類を所持するまでの期間
教習資格認定証の交付を受けている者 ----- 銃刀法第9条の5第2項	教習資格認定証の有効期間
警備業法第5条第2項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第7条第2項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者 ----- 警備業法第5条第4項	認定証の有効期間

(2) 留意事項

ア 対象者は、(1)に該当する者であれば足り、現に平成28年熊本地震により被害を受けた者である必要はないこと。

イ 本措置に伴い、練習射撃を行う事ができる期間も延長されること。

ウ 本措置について関係射撃場への周知を図ること。

3 法第3条第3項に基づく満了日延長措置

法第3条第3項は、法第3条第1項に基づく満了日延長措置とは異なり、相手方からの個別の申出に応じて満了日延長措置を講じるものである。

(1) 具体的な措置の内容

特定非常災害の被害者であって、次の特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについては、平成28年9月30日を限度として、都道府県公安委員会が個別に指定する日まで延長される。

ア 風営法関係

相続の承認の申請の期間（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第7条第1項）

イ 火取法関係

○ 猟銃用火薬類等の譲渡又は譲受許可の有効期間（火薬類取締法（昭和25年法律149号。以下「火取法」という。）第50条の2第1項及び第17条第6項）

○ 火薬類の運搬証明書の有効期間（火取法第19条第4項により準用される同法第17条第6項）

ウ 銃刀法

○ 射撃競技、公演、催し又は国際競技用の銃砲又は刀剣類の所持許可の有効期間（銃刀法第4条第4項又は同法第6条第2項）

○ 仮領置された銃砲、刀剣類、けん銃部品の返還申請期間（銃刀法第8条第9項（同法第8条の2第4項、第9条の8第5項、第9条の12第4項、第11条第11項及び第11条の2第6項において準用される場合を含む。））

○ 一時保管した銃砲刀剣類等が返還公告後国庫等に帰属するまでの間（銃刀法第24条の2第10項）

○ 上陸時に仮領置した銃砲又は刀剣類が国庫に帰属するまでの期間（銃刀法第

25条の第5項)

エ 警備業法関係

成績証明書又は講習会修了証明書を有効に行使できる期間（警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第14条第3項第2号）

オ その他

2(1)の特定権利利益であって、告示により示された区域に住所を有しない者等に係るもの

(2) 留意事項

ア 火薬類の運搬証明書の場合は、地震による道路環境の変化に伴い単に証明書の有効期間を延長することができないものであることから、こうしたものについては慎重に検討すること。

イ 本項による救済措置については、特定非常災害により被害を受けた者の申請を受けて行われるものであることから、対象者となり得る者に対して、関係団体を通じた広報活動を行うなどして、周知を図るよう努めること。

ウ 本項による満了日の指定については、口頭ではなく文書により行うこと。

第2 期限内に履行されなかった義務に対する免責（法第4条第1項及び第2項関係）

1 概要

法第4条第1項及び第2項は、政府は、履行期限のある法令上の義務が特定非常災害により不履行となった場合において、行政上及び刑事上の責任を猶予する必要があるときは、免責期限（特定非常災害の発生から起算して4か月を超えない範囲で政令で定められる。）を定め、当該義務が、本来の履行期限までに履行されずとも、免責期限が到来する日までに履行された場合には、行政上及び刑事上の責任を免責することができる旨規定している。

2 具体的な措置の内容

平成28年4月14日以降に履行期限が到来する次の義務であって、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについては、平成28年7月29日までに履行すれば責任は問われないこととされる。

(1) 風営法関係

○ 相続承認しない場合における許可証の返納義務（風営法第7条第6項及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「風営法施行規則」という。）第19条）

○ 風俗営業の許可申請書の記載事項に変更があったとき等における届出書の提出義務（風営法第9条第3項（同法第20条第10項により準用する場合を含む。）及び第5項並びに風営法施行規則第21条第2項（同規則第22条により準用する場合を含む。））

○ 風俗営業を廃止したとき等における許可証等の返納義務（風営法第10条第1項及び第3項並びに第10条の2第7項及び第9項並びに風営法施行規則第24条第1項（同規則第28条により準用する場合を含む。））

○ 風俗営業に係る営業所における管理者の選任義務（風営法第24条第1項）

- 店舗型性風俗特殊営業等を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務（風営法第27条第2項（同法第31条の12第2項により準用する場合を含む。）、第31条の2第2項（同法第31条の7第2項及び第31条の17第2項により準用する場合を含む。）及び第33条第2項並びに風営法施行規則第41条第2項（同規則第52条、第58条、第63条、第69条及び第79条により準用する場合を含む。））
- 管理者講習を受講させることができないときにおける書面の提出義務（風営法施行規則第39条第2項）
- (2) 古物営業法関係
 - 許可申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法（昭和24年法律第108号）第7条第1項及び第2項並びに古物営業法施行規則（平成7年国家公安委員会規則第10号）第5条第3項）
 - 古物営業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への許可証の返納義務（古物営業法第8条第1項及び第3項並びに古物営業法施行規則第7条）
 - 古物競りあっせん業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法第10条の2第2項及び古物営業法施行規則第9条の3第3項）
 - 認定を受けた古物競りあっせん業者の認定申請書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（古物営業法第21条の5第4項並びに古物営業法施行規則第19条の9第2項及び第4項）
- (3) 質屋営業法関係
 - 質屋を廃業したときにおける都道府県公安委員会への届出義務（質屋営業法（昭和25年法律第158号）第4条第2項及び質屋営業法施行規則（昭和25年総理府令第25号）第6条）
 - 質屋の営業内容に変更が生じたときにおける都道府県公安委員会への届書の提出義務（質屋営業法第4条第2項及び質屋営業法施行規則第8条第1項）
 - 質屋が死亡したときにおける都道府県公安委員会への届書の提出義務（質屋営業法第4条第3項及び質屋営業法施行規則第10条）
 - 質屋が廃業したとき等における許可証の返納義務（質屋営業法第9条）
- (4) 銃刀法関係
 - 所持することとなった銃砲又は刀剣類が許可に係る銃砲又は刀剣類であるかどうかについて都道府県公安委員会の確認を受ける義務（銃刀法第4条の4第1項）
 - 銃砲又は刀剣類の所持の許可を受けた者が死亡し当該許可が失効した場合等における許可証等の返納義務（銃刀法第8条第4項（同法第9条の15第3項により準用する場合を含む。））
 - 銃砲又は刀剣類の許可が失効した場合における当該許可を受けるなどの義務（銃刀法第8条第6項及び第8条の2第1項）
 - 教習射撃場等を管理する者が教習射撃指導員等を選任したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（銃刀法第9条の4第2項（同法第9条の9第2項により準用する場合を含む。））

- 教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付ける義務（銃刀法第9条の6第1項及び第9条の11第1項）
 - 教習射撃場等を管理する者が射撃教習等の用途に供するために必要な猟銃を備え付けた場合における都道府県公安委員会への届出義務（銃刀法第9条の6第2項（同法第9条の11第2項により準用する場合を含む。））
- (5) 警備業法関係
- 警備業を廃止したときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第10条第1項及び警備業法施行規則（昭和58年総理府令第1号）第15条第2項）
 - 認定申請書等の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第11条第1項（同条第4項により準用する場合を含む。）並びに警備業法施行規則第17条第2項並びに第21条第2項及び第3項）
 - 警備業を廃止したとき等における認定証の返納義務及び都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第12条及び警備業法施行規則第25条）
 - 警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者の選任義務（警備業法第22条第1項（同法第42条第3項により準用する場合を含む。））
 - 指導教育責任者資格者証及び機械警備業務管理者資格者証の返納義務（警備業法施行規則第44条第2項）
 - 機械警備業務に係る基地局を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出書の提出義務（警備業法第41条及び警備業法施行規則第56条第2項）
- (6) 出会い系サイト規制法関係
- インターネット異性紹介事業を廃止したとき等における都道府県公安委員会への届出義務（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第7条第2項及びインターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第15号）第2条第2項）
- (7) 探偵業法関係
- 探偵業を廃止したとき又は届出書の記載事項に変更があったときにおける都道府県公安委員会への届出書の提出義務（探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条第2項及び探偵業の業務の適正化に関する法律施行規則（平成19年内閣府令第19号）第3条第2項）
- 3 留意事項
- (1) 特定非常災害により義務の不履行が生じた場合のみを対象としているのであって、それ以外の事由による義務の不履行は対象としていないこと。
 - (2) 履行されるべき義務が履行されなかった原因については、義務を履行することができなかった者に理由を記載した書面を提出させること等により、十分に確認すること。
 - (3) 法令に基づく義務の中には、「速やかに」、「遅滞なく」等の文言で義務が履行されるべき時期を示したものがあるところ（例えば、銃刀法第8条第3項の許可証記載事項の抹消を受ける義務）、これらについては本条に基づく免責の対象とはならないが、本条が設けられた趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。

- (4) 個別の処分に基づき具体的な義務とその履行期限が定められたもの（例えば、風営法第29条の規定による店舗型性風俗特殊営業を営む者に対する指示処分等）についても、本条に基づく免責の対象とはならないが、本条が設けられた趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。

第3 その他

一定の期間が経過することを処分事由とした営業許可の取消処分等の行政処分（例えば、古物営業法第6条第3号に基づく古物営業の許可の取消し等）については、法の適用対象外であるが、法の趣旨に鑑み、柔軟に対応されたい。

担当：保安課

許可等事務担当室・サイバー犯罪対策室

○特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(平成八年六月十四日法律第八十五号)

改正	平成	九年	五月	九日	法律第	五〇号
同	一一年	二月	二二日	同	第一	一六〇号
同	一四年	七月	二二日	同	第	八五号
同	一六年	六月	二二日	同	第	六七号
同	一六年	六月	二二日	同	第	七六号
同	一六年	六月	一八日	同	第	一一一號
同	一六年	六月	一八日	同	第	一一二號
同	一八年	六月	二二日	同	第	五〇号
同	一八年	六月	二二日	同	第	九二号
同	二〇年	五月	二三日	同	第	四〇号
同	二三年	六月	二四日	同	第	七四号
同	二五年	六月	二一日	同	第	五四号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置
に関する法律をここに公布する。

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

第十九編 災害対策 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を

A [日法一〇二二六・七] ㊟

図るため、特定非常災害が発生した場合における行政上の権利利益に係る満了日の延長、履行されなかつた義務に係る免責、法人の破産手続開始の決定の特例、相続の承認又は放棄をすべき期間の特例、民事調停法（昭和二十六年法律第二百二十二号）による調停の申立ての手数料の特例並びに建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）及び景観法（平成十六年法律第十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例について定めるものとする。

(平一六法七六・平一六法一一一・平二五法五四・一部改正)

(特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定)

第二条 著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、当該非常災害の被害者の行政上の権利利益の保全等を図り、又は当該非常災害により債務超過となつた法人の存立、当該非常災害により相続の承認若しくは放棄をすべきか否かの判断を的確に行うことが困難となつた者の保護、当該非常災害に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決若しくは当該非常災害に係る応急仮設住宅の入居者の居住の安定に資するための措置を講ずることが特に必要と認められるものが発生した場合には、当該非常災害を特定非常災害として政令で指定するものとする。この場合において、当該政令には、当該特定非常災害が発生した日を特定非常災害発生日として定めるものとする。

2 前項の政令においては、次条以下に定める措置のうち当該特定非常災害に対し適用すべき措置を指定しなければならない。当該指定の後、新たにその余の措置を適用する必要があるときは、

当該措置を政令で追加して指定するものとする。

(平二五法五四・一部改正)

(行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置)

第三条 次に掲げる権利利益(以下「特定権利利益」という。)に

係る法律、政令又は内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)

第七条第三項若しくは第五十八条第四項(宮内庁法(昭和二十二

年法律第七十号)第十八条第一項において準用する場合を含む。)

若しくは国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百十号)

第十二条第一項若しくは第十三条第一項の命令若しくは内閣府設

置法第七条第五項若しくは第五十八条第六項若しくは宮内庁法第

八条第五項若しくは国家行政組織法第十四条第一項の告示(以下

「法令」という。)の施行に関する事務を所管する国の行政機関

(内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第四十九条第一項及び第二

項に規定する機関並びに国家行政組織法第三条第二項に規定する

機関をいう。以下同じ。)の長(当該国の行政機関が内閣府設置

法第四十九条第一項若しくは第二項又は国家行政組織法第三条第

二項に規定する委員会である場合にあつては、当該委員会)は、

特定非常災害の被害者の特定権利利益であつてその存続期間が満

了前であるものを保全し、又は当該特定権利利益であつてその存

続期間が既に満了したものを回復させるため必要があると認める

ときは、特定非常災害発生日から起算して六月を超えない範囲内

において政令で定める日(以下「延長期日」という。)を限度と

して、これらの特定権利利益に係る満了日を延長する措置をとる

ことができる。

一 法令に基づく行政庁の処分(特定非常災害発生日以前に行つたものに限る。)により付与された権利その他の利益であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

二 法令に基づき何らかの利益を付与する処分その他の行為を当該行為に係る権限を有する行政機関(国の行政機関及びこれらに置かれる機関並びに地方公共団体の機関に限る。)に求めることができる権利であつて、その存続期間が特定非常災害発生日以後に満了するもの

2 前項の規定による延長の措置は、告示により、当該措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項ごとに、地域を単位として、当該措置の対象者及び当該措置による延長後の満了日を指定して行うものとする。

3 第一項の規定による延長の措置のほか、同項第一号の行政庁又は同項第二号の行政機関(次項において「行政庁等」という。)は、特定非常災害の被害者であつて、その特定権利利益について保全又は回復を必要とする理由を記載した書面により満了日の延長の申出を行ったものについて、延長期日までの期日を指定してその満了日を延長することができる。

4 延長期日が定められた後、第一項又は前項の規定による満了日の延長の措置を延長期日の翌日以後においても特に継続して実施する必要があると認められるときは、第一項の国の行政機関の長又は行政庁等は、同項又は前項の例に準じ、特定権利利益の根拠

となる法令の条項ごとに新たに政令で定める日を限度として、当該特定権利利益に係る満了日を更に延長する措置をとることができる。

5 前各項の規定にかかわらず、災害その他やむを得ない事由がある場合における特定権利利益に係る期間に関する措置について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(平一法一六〇・一部改正)

(期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置)

第四条 特定非常災害発生日以後に法令に規定されている履行期限が到来する義務(以下「特定義務」という。)であつて、特定非常災害により当該履行期限が到来するまでに履行されなかったものについて、その不履行に係る行政上及び刑事上の責任(過料に係るものを含む。以下単に「責任」という。)が問われることを猶予する必要があるときは、政令で、特定非常災害発生日から起算して四月を超えない範囲内において特定義務の不履行についての免責に係る期限(以下「免責期限」という。)を定めることができる。

2 免責期限が定められた場合において、免責期限が到来する日の前日までに履行期限が到来する特定義務が免責期限が到来する日までに履行されたときは、当該特定義務が特定非常災害により履行されなかったことについて、責任は問われないものとする。

3 免責期限が定められた後、前二項に定める免責の措置を免責期限が到来する日の翌日以後においても特に継続して実施する必要

A〔日法一〇二六・七〕²⁵
があるとき、政令で、特定義務の根拠となる法令の条項ごとに、新たに、当該特定義務の不履行についての免責に係る期限を定めることができる。前項の規定は、この場合について準用する。

4 前三項の規定にかかわらず、特定義務が災害その他やむを得ない事由によりその履行期限が到来するまでに履行されなかった場合について他の法令に別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

(債務超過を理由とする法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置)

第五条 特定非常災害によりその財産をもって債務を完済することができなくなった法人に対しては、第二条第一項又は第二項の政令でこの条に定める措置を指定するものの施行の日以後特定非常災害発生日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日までの間、破産手続開始の決定をすることができない。ただし、その法人が、清算中である場合、支払をすることができない場合又は破産手続開始の申立てをした場合は、この限りでない。

2 裁判所は、法人に対して破産手続開始の申立てがあつた場合において、前項の規定によりその法人に対して破産手続開始の決定をすることができないときは、当該決定を留保する決定をしななければならない。

3 裁判所は、前項の規定による決定に係る法人が支払をすること

ができなくなったとき、その他同項の規定による決定をすべき第一項に規定する事情について変更があったときは、申立てにより又は職権で、その決定を取り消すことができる。

4 前二項の規定による決定に対しては、不服を申し立てることができない。

5 第一項本文の法人の理事又はこれに準ずる者は、特定非常災害発生日から同項に規定する政令で定める日までの間、他の法律の規定にかかわらず、その法人について破産手続開始の申立てをすることを要しない。

(平一六法七六・平一八法五〇・一部改正)

(相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に関する措置)

第六条 相続人(次の各号に掲げる場合にあつては、当該各号に定める者)が、特定非常災害発生日において、特定非常災害により多数の住民が避難し、又は住所を移転することを余儀なくされた地区として政令で定めるものに住所を有していた場合において、民法(明治二十九年法律第八十九号)第九百十五条第一項の期間(この期間が同項ただし書の規定によって伸長された場合にあつては、その伸長された期間。以下この条において同じ。)の末日が特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日の前日までに到来するときは、同項の期間は、当該政令で定める日まで伸長する。

一 相続人が相続の承認又は放棄をしないで死亡した場合、その者の相続人

二 相続人(前号の場合にあつては、同号に定める者)が未成年者又は成年被後見人である場合、その法定代理人

(平二五法五四・追加)

(民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する措置)

第七条 特定非常災害により借地借家関係その他の民事上の法律関係に著しい混乱を生ずるおそれがある地区として政令で定めるものに特定非常災害発生日において住所、居所、営業所又は事務所を有していた者が、当該特定非常災害に起因する民事に関する紛争につき、特定非常災害発生日以後当該特定非常災害発生日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日までの中に、民事調停法による調停の申立てをする場合には、民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)第三条第一項の規定にかかわらず、その申立ての手数料を納めることを要しない。

(平二五法五四・旧第六条繰下)

(建築基準法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第八条 建築基準法第二条第三十五号の特定行政庁は、同法第八十五条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要があり、かつ、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め

めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平九法五〇・平一四法八五・平一六法六七・平一八法九二・平二〇法四)

○一部改正、平二五法五四・旧第七条線下)

(景観法による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置)

第九条 市町村長は、景観法第七十七条第一項の非常災害又は同条第二項の災害が特定非常災害である場合において、被災者の住宅の需要に応ずるに足りる適当な住宅が不足するため同条第四項に規定する期間を超えて当該被災者の居住の用に供されている応急仮設建築物である住宅を存続させる必要がある、かつ、これを存続させても良好な景観の形成に著しい支障がないと認めるときは、同項の規定にかかわらず、更に一年を超えない範囲内において同項の許可の期間を延長することができる。当該延長に係る期間が満了した場合において、これを更に延長しようとするときも、同様とする。

(平一六法一一・追加、平二五法五四・旧第八条線下)

附 則 抄

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める災害について適用する。

一 第二条及び第七条の規定 平成七年一月一日以後に発生した

災害

二 第三条から第六条までの規定 平成八年四月一日以後に発生した災害

附 則 (平成九年五月九日法律第五〇号) 抄

(施行期日)

1 この法律は、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成九年一月八日)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成一一法律一六

〇)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第一千三百一条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してさ

れた申請、届出その他の行為とみなす。

3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第一千三百四十四条 第七十一条から第七十六条まで及び第一千三百一条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に關し必要な経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附則 (平成二十一年二月二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第一千三百五条、第一千三百六条、第一千三百二十四条第

二項、第一千三百二十六条第二項及び第一千三百四十四条の規定公布の日

附則 (平成一四年七月二日法律第八五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一四年政令第三三〇号で平成一五年一月一日から施行)

附則 (平成一六年六月二日法律第六七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一七年政令第一九一号で平成一七年六月一日から施行)

附則 (平成一六年六月二日法律第七六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、破産法(平成十六年法律第七十五号。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。)の施行の日から施行する。

(施行の日)平成一七年一月一日)

(政令への委任)

第十四条 附則第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一一号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、景観法(平成十六年法律第百十号)の施行の日から施行する。ただし、第一条中都市計画法第八条、第九条、第十二条の五及び第十三条の改正規定、第三条、第五条、第七条から第十条まで、第十二条、第十六条中都市緑地法第三十五条の改正規定、第十七条、第十八条、次条並びに附則第四条、第五条及び第七条の規定は、景観法附則ただし書に規定する日から施行する。

(施行の日)平成一六年二月一七日

(規定する日)平成一七年六月一日

(平一六法一一二・一部改正)

(政令への委任)

第六条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に必要なる経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一六年政令第二七四号で平成一六年九月一七日から施行)

○一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益

益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律

第十九編 災害対策 (特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)

三三五・三

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成一八法律五〇)抄

(政令への委任)

第四百五十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定による法律の廃止又は改正に伴い、必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一八年六月二日法律第五〇号) 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

(施行の日)平成二〇年二月一日

(平一三法七四・旧第一項・一部改正)

附 則 (平成一八年六月二日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成一九年政令第四八号で平成一九年六月二〇日から施行)

附 則 (平成二〇年五月三日法律第四〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成二〇年政令第三三六号で平成二〇年一月四日から施行)

附 則 (平成二三年六月二四日法律第七四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (平成二五年六月二日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第六条(新災害対策基本法第百八条の五第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、この法律の施行の日以後に発生した災害について適用する。

(政令への委任)

第二十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成二十八年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 菅 義偉

政令第二百十三号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第一項及び第二項前段、第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項並びに第六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（特定非常災害の指定）

第一条 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の特定非常災害として平成二十八年熊本地震による災害を指定し、同年四月十四日を同項の特定非常災害発生日として定める。

（特定非常災害に対し適用すべき措置の指定）

第二条 前条の特定非常災害に対し適用すべき措置として法第三条から第六条までに規定する措置を指定する。

（延長期日）

第三条 第一条の特定非常災害についての法第三条第一項の政令で定める日は、平成二十八年九月三十日とする。

（免責期限）

第四条 第一条の特定非常災害についての法第四条第一項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限は、平成二十八年七月二十九日とする。

（法人の破産手続開始の決定の特例に関する措置に係る期日）

第五条 第一条の特定非常災害についての法第五条第一項の政令で定める日は、平成三十年四月十三日とする。

（相続の承認又は放棄をすべき期間の特例に係る地区及び期日）

第六条 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める地区は、熊本県の区域とする。
2 第一条の特定非常災害についての法第六条の政令で定める日は、平成二十八年十二月二十八日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理

国務大臣 菅 義偉

総務大臣 山本 早苗

法務大臣 岩城 光英

○国家公安委員会告示第十五号
 平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）により指定された平成二十八年熊本地震による災害に
 関し、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律
 第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、同条第一項の規定による特定権利利益に係る満了日を延
 長する措置について次のとおり定める。
 平成二十八年五月二日
 国家公安委員会委員長 河野 太郎

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第一項の規定
 による特定権利利益に係る満了日を延長する措置（以下「満了日延長措置」という。）の対象者は、次
 の表の上欄に掲げる法令の条項ごとに、平成二十八年熊本地震に際し災害救助法（昭和二十二年法律
 第一百十八号）が適用された市町村の区域に住所（警備業法（昭和四十七年法律第一百七号）第五条第
 四項及び道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第五十一条の八第六項の規定による特定権利利益
 については、その主たる営業所又は主たる事務所の所在地）を有する者又は法人であつて同表の下欄
 に掲げるものとし、満了日延長措置による延長後の満了日は、平成二十八年九月三十日とする。

対象となる特定権利利益の根拠となる法令の 条項	対 象 者
銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律 第六号）第五条の二第一項第一号	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第 一號	現に許可済猟銃を所持している者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第 二號	震災、風水害、火災その他の災害により許可済 猟銃を亡失し、又は許可済猟銃が滅失した者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第 三號	海外旅行、災害その他の政令で定めるやむを得 ない事情により、銃砲刀剣類所持等取締法第七 条の三第二項の規定による許可の更新を受ける ことができなかった者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第 四號	合格証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第五条の二第三項第 五號	講習修了証明書の交付を受けている者
銃砲刀剣類所持等取締法第七条の二第一項	銃砲刀剣類所持等取締法第四条第一項第一号の 規定による猟銃又は空気銃の所持の許可（同法 第七条の三第二項の規定により更新された許可 を除く）を受けた者

銃砲刀剣類所持等取締法第七條の二第二項	銃砲刀剣類所持等取締法第七條の三第二項の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可の更新を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第八條第一項第一号	銃砲刀剣類所持等取締法第四條又は第六條の規定による許可を受けた者
銃砲刀剣類所持等取締法第九條の五第二項	教習資格認定証の交付を受けている者
道路交通法第五十一條の八第六項	道路交通法第五十一條の八第一項に規定する登録を受けた法人
道路交通法第八十七條第六項	仮免許を受けた者
道路交通法第九十條第一項	道路交通法第八十九條第一項の運転免許試験に合格した者
道路交通法第九十二條の二第一項	道路法第九十二條の二第一項に規定する免許証の交付又は更新を受けた者
道路交通法第九十二條の二第二項	道路法第九十二條の二第二項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十二條の二第三項	道路法第九十二條の二第三項に規定する免許証の交付を受けた者
道路交通法第九十六條の二	道路法第九十六條の二に規定する運転免許試験を受けようとする者
道路交通法第九十六條の三第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）	道路法第九十六條の三第一項に規定する運転免許試験を受けようとする者（同条第二項において準用する場合にあつては、同項に規定する運転免許試験を受けようとする者）
道路交通法第九十七條の二第一項第一号	道路法第九十九條第三項後段に規定する書面を有する者
道路交通法第九十七條の二第一項第二号	道路法第九十七條の二第一項第二号に規定する卒業証明書又は修了証明書を有する者
道路交通法第九十七條の二第一項第三号	道路法第九十七條の二第一項第三号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかつた者
道路交通法第九十七條の二第一項第四号	道路法第九十七條の二第一項第四号に規定する免許証の有効期間の更新を受けなかつた者
道路交通法第九十七條の二第一項第五号	道路法第九十七條の二第一項第五号に規定する免許の取消しを受けた者
道路交通法第百條の二第一項第一号	普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者
道路交通法第百條の二第一項第二号	普通免許、大型二輪免許、普通二輪免許又は原付免許を受けた者

道路法第百一條の四第一項	免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十歳以上のもの
道路法第百一條の四第二項	免許証の更新を受けようとする者で更新期間が満了する日における年齢が七十五歳以上のもの
道路法第百二十六條の三の三第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）	大型自動二輪車免許を受けている者
道路法第百二十六條の三の三第二号（同条第三項において準用する場合を含む。）	大型自動二輪車免許を受けている者
道路法第百二十六條の三の三第二号（同条第四項において準用する場合を含む。）	普通自動二輪車免許を受けている者
道路法第百二十六條の四第一号	普通自動二輪車免許を受けている者
道路法第百二十六條の四第二号	普通自動二輪車免許を受けている者
道路法第百二十六條の四第三号	普通自動二輪車免許を受けている者
道路法第百三十三條の六第一項第一号	道路法第百三十三條の六第一項第一号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第一項第二号	道路法第百三十三條の六第一項第二号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第一項第三号	道路法第百三十三條の六第一項第三号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第一項第四号	道路法第百三十三條の六第一項第四号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第二項第一号	道路法第百三十三條の六第二項第一号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第二項第二号	道路法第百三十三條の六第二項第二号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第二項第三号	道路法第百三十三條の六第二項第三号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第二項第四号	道路法第百三十三條の六第二項第四号に規定する講習を終了した者
道路法第百三十三條の六第二項第五号	道路法第百三十三條の六第二項第五号に規定する講習を終了した者

道路交通法施行令第三十三条の六第二項第二号ハ	普通自動車に相当する種類の自動車の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第二号	原動機付自転車に相当する種類の車両の運転に関する外国等の行政庁等の免許を受けていたことがある者
道路交通法施行令第三十三条の六第三項第三号	道路交通法第百八条の二第一項第二号に掲げる講習を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハ	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第一号ハに規定する教習の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号	道路交通法施行令第三十三条の六第四項第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号イ	道路交通法第百八十九条第三項後段に規定する書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホ	道路交通法施行令第三十四条の二第一号ホに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ロ	受けようとする免許に係る卒業証明書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニ	道路交通法施行令第三十四条の二第二号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第一号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第二号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ロ	道路交通法第百八十九条第三項後段に規定する書を有する者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ハに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニ	道路交通法施行令第三十四条の五第三号ニに規定する成績を得た者
道路交通法施行令第三十四条の五第四号	道路交通法施行令第三十四条の五第四号に規定する普通自動車仮運転免許を受けようとする者
道路交通法施行令第三十四条の五第五号	道路交通法施行令第三十四条の五第五号に規定する免許を受けようとする者

道路交通法施行令第三十七条の六第一号	道路交通法第百八条の二第一項第十二号に掲げる講習を受けた者
道路交通法施行令第三十七条の六第二号	道路交通法施行令第三十七条の六第二号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六第三号	道路交通法施行令第三十七条の六第三号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を終了した者
道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号	道路交通法施行令第三十七条の六の二第二号に規定する運転免許取得者教育の課程を終了した者
道路交通法施行令第三十九条の二の四	道路交通法第百四条の四第六項の規定による運転経歴証明書の交付を受けようとする者
道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)第十八条の二第一項	道路交通法施行規則第十八条の二第一項に規定する講習を終了した者
道路交通法施行規則第二十六条の二	特定失効者又は特定取消処分者
技能検定員審査等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第三号)第十七条第一項第一号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第一号に規定する成績を得た者
技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号	技能検定員審査等に関する規則第十七条第一項第二号に規定する講習を修了した者
運転免許に係る講習等に関する規則(平成六年国家公安委員会規則第四号)第五条第一項	特定失効者
警備業法第五条第四項	警備業法第五条第二項の規定による認定証の交付を受けた者及び同法第七条第二項の規定による認定証の有効期間の更新を受けた者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(昭和五十五年法律第三十六号)第十条第二項	犯罪被害者等給付金の支給を受けようとする者
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律(平成二十年法律第八十号)第六条第三項	やむを得ない理由により犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第十条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者
オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律(平成二十年法律第八十号)第六条第三項	やむを得ない理由によりオウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律第六条第二項に規定する期間を経過する前に同条第一項の申請をすることができなかった者

備考 この表中の用語の意義及び字句の意味は、それぞれ上欄に規定する法令における用語の意義及び字句の意味によるものとする。